

■平成27年度第8回（第250回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成27年8月27日（木） 午前10時00分～午前10時35分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、木下副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、
都市戦略本部長、総務局長、財政局長、総合政策監、保健福祉局長

【議 題】（1）さいたま市墓地行政の基本方針（案）について

< 提 案 説 明 >

さいたま市墓地行政の基本方針(案)について、保健福祉局から次のような説明があった。

- ・ 市民の墓地に対する要望や民間も含めた墓地整備の現状を踏まえながら、今後の墓地行政の基本方針を策定し、短期的、中長期的な取組を示すものである。
- ・ 今後の墓地行政を進めていくに当たり、短期的には、既存の市営墓地の有効活用が中心となると考えており、まずは数年のスパンで対応できることを実施していく。
- ・ 中長期的には、短期的に行った事業の結果も加味し、随時見直しを行いながら、市として継続的、安定的な墓地供給を行っていく。
- ・ 基本方針策定の経過としては、平成25年度に庁内関係課で研究会を組織して、市営墓地の現状を整理し、平成26年度に意識調査など更に調査を進め、外部有識者による墓地行政のあり方研究会を設置して意見をいただきながら、市長決裁により、墓地行政の基本方針（素案）を策定した。
- ・ 今年度は、「素案」を6月議会の保健福祉委員会に報告し、また、7月から8月にかけてパブリックコメントを実施した。
- ・ どちらの結果からも、修正等はなく、現在（案）となっている。
- ・ 基本方針(案)の構成概要は、資料4ページの左側の1～6までが墓地に関する現状と調査の結果となっており、7、8で墓地行政の課題を整理し、3つの方針を設定している。さらに、方針に基づく短期的な取組と中長期的な取組を挙げている。
- ・ まず、基本方針策定の経緯として、市営墓地の新規の募集については平成24年度で終了し、今後は返還された墓地の再募集のみという状況となっており、また墓地需要の増加、社会情勢や市民の墓地に対する考え方の変化等に対応することが求められているという状況のもと、外部有識者の御意見もいただきながら、墓地行政の基本方針を策定することとした。
- ・ 市営墓地の現状は資料7ページの表のとおり。市内には、5か所約24,000区画の市営墓地がある。

- ・ 市営5墓地の公募結果については、平成21年度以降の応募倍率はほぼ5倍以上となっており、平成25年度については返還された墓地の再募集のみだったため、20倍近い倍率となっている。
- ・ また、条例で定める利用許可の取消し、利用権の消滅の対象となる墓地数は、年々増加しており、平成26年度では、141件となっている。
- ・ 民間墓地の現状については、平成10年度から平成24年度までの墓地の許可件数は、69件38施設で27,632区画となっている。平成25年度に行った空き区画調査は、約7,500区画という結果であった。
- ・ 孤立死等による無縁遺骨は、最近では年間100件以上ずつ増加しており、平成25年度時点で累計1,216件となっている。専用の合葬施設は、4か所あるが、既に全て一杯の状況である。
- ・ 市民意識調査の結果については、資料11ページのとおりである。
- ・ 「墓地を取得する際に重視する事項」としては、お墓の価格や維持管理費、自宅からの距離が上位となっている。
- ・ 「所有している墓地についての心配事」については、お墓の承継についての不安を持っている人が多い結果となっている。
- ・ 「取得したい墓地の形態」については、個々に区画されたお墓が最も高く、次いで納骨堂、樹林型の合葬式墓地となっている。
- ・ 「樹林型合葬式墓地の考え方」については、積極的に設置すべきとした人と承継者がいなければやむを得ないとした人を合わせると7割近いという結果だった。
- ・ 墓地需要数の推計については、今後20年間で約49,000件という結果となった。
- ・ 以上の現状や調査等を踏まえて、本市の墓地行政の課題を4点整理した。1つ目が「需要量・供給量に関する課題」、2つ目が「墓地ニーズに関する課題」、3つ目が「墓地の無縁化に関する課題」、4つ目が「市営墓地に求められる役割の変化」である。
- ・ そして、これらの課題から、基本方針の整理を行った。
- ・ 1つ目に、「墓地需要に対し、官民の役割分担による墓地供給を図る」として、市営墓地では、福祉的な視点からの墓地の提供を行い、民間墓地には、これまで同様に墓地供給の中心的な役割を担うことを期待する。
- ・ 2つ目に、「新たな墓地形態や利用方法を導入し、ニーズの変化に対応する」として、「将来の承継者」の不安などに対応するため、使用期限を設けた墓地や、樹林型合葬式墓地の供給は、市は先導的な役割を果たし、進めていく。
- ・ 3つ目に、「墓地を適切に管理するため、無縁化防止に努め、循環利用を進める」として、墓地の無縁化防止は、官民間問わず取り組む必要があり、また市営墓地の取組については、民間墓地の参考となるよう周知を行い、循環利用を進めていく。
- ・ 以上の3つの基本方針を受けて、市営墓地における短期的な取組を整理した。
- ・ まず、1つ目として「思い出の里市営霊園における合葬式墓地の整備」である。3段式の屋外立体墓地の第2期、第3期の建設予定地が空き地となっているため、その場所に合葬式墓地を整備する。
- ・ 2つ目に、「無縁化墓地の改葬整理による循環利用の推進」として、無縁化墓地の判断基準等の検討、承継者のいない利用者に対する合葬式墓地への改葬、期限付

き墓地の整備などの循環利用を推進する。

- ・ 3つ目の「孤立死等による無縁遺骨への対策」について、無縁遺骨用の合葬施設が飽和状態になっているため、3～5年後に、骨壺から出して合葬する方法に埋蔵方法を見直すとともに、今後の無縁遺骨の発生数予測と費用面を検証した上で合葬施設の整備を検討する。
- ・ 短期的な取組の整備スケジュールや概算事業費等を含めた再整備計画を策定するに当たっては、より具体的な計画となるため、近隣住民への説明や議会への説明、パブリックコメントの実施、再度都市経営戦略会議への付議が必要となってくるのではないかと考えている。
- ・ 最後に、中長期的な取組として2つ挙げる。
- ・ 1つ目に、「墓地需要の見直し」として、市営墓地の新設については、短期的な取組の効果や、埼玉県や民間墓地の供給状況を踏まえた墓地需要の検証を行い、慎重に検討していくこととする。
- ・ また、社会情勢の変化に伴う墓地需要の変化を把握するため、墓地に関する意識調査を継続的に実施する。
- ・ 2つ目に、「公園型墓地の整備に向けた検討」については、新たに市営墓地が必要となった場合は、公園型墓地の整備を検討する必要がある、一定規模の土地が必要となることから、公有地や大規模公園計画などについて、全庁的に継続して情報交換を図りながら検討していくこととしたい。

< 意見等 >

- ・ 民間の参入もかなりあるということだったが、民間の供給予測について教えてほしい。
- 平成22年度から平成27年度までの年間平均供給数を元に予測している。
- ・ 民間の墓地整備状況も加味しつつ、無縁化対策などの対処策を並行して実施し、財政状況を鑑みて、スケジュールを検討していただきたい。
- ・ 整備に当たっての財源はいかがか。
- 建設事業であるため起債はできると見込まれるが、詳細については具体的な計画になった段階で検討する。墓地使用料については、整備費用を勘案して設定するため、回収できる見込みである。起債ができれば、償還期間に合わせて墓地の募集期間を決めることも検討する。
- ・ 利用者要件の見直しについては、どのように行うのか。
- 現在の募集要件は、遺骨を持っていない人でも応募できることから、利用されていない墓地が見受けられるため、要件の見直しの検討を予定している。また、居住要件を1年以上としているが、これを3～5年へ見直すことや、承継者が市民でなくなった場合、管理料を割増しにすることの検討も予定している
- ・ 墓地の需要に対する官民の役割分担について、検討したことはあるか。
- 今まではない。昨年度に実施した意識調査で、現に墓地を所有している人のうち公有墓地を所有している人は13%という結果がある。また、他市では20%という数値があり、15～20%が目安かと思っている。

- ・ 今後の見通しとして、公的な組織が積極的な役割を果たしていくのか、民間に委託してやっていくのか、考え方はどうか。
- 厚生労働省から示されている指針によると、墓地の経営は、地方公共団体が原則とされているため、市として一定の役割を担うことが必要だと考えている。また、合葬式墓地や樹林型墓地を先導的に整備することも必要だと考えている。
- ・ 初期投資を補助し、民間を後押しすることは検討していないのか。
- 今のところ、検討はしていない。
- ・ 無縁化墓地は官民共通の課題だと思うが、公営だけ積極的にそのような取組を打ち出すのはいかがかと思う。
- 民間墓地においても同様に将来的には無縁化の問題は生じてくると思う。ただし基本方針の趣旨は、民間の無縁遺骨を公営に移すということではない。民間墓地も今後、無縁化問題について検討をしていこうと考える。

< 結 果 >

- ・ 保健福祉局発議のとおり了承する。ただし、具体的な整備事業のスケジュール・規模・費用等については再整備計画の策定に向けて、さらに検討すること。

< 会 議 資 料 >

(資料) さいたま市墓地行政の基本方針(案)について